

定 款

株式会社 放電精密加工研究所

定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社放電精密加工研究所と称し、英文ではHODEN SEIMITSU KAKO KENKYUSHO CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 金属製品製造業または金属加工業
- (2) 各種機械または同部分品製造修理業
- (3) 金型の製造・販売
- (4) 原動機製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 輸送用機械器具製造業
- (7) 精密機械器具製造業
- (8) 金属、非鉄金属の表面処理加工業
- (9) 合成樹脂・セラミックス・炭素繊維等の製品およびその素材品の製造・販売
- (10) 塗料の製造・販売
- (11) 機械器具のレンタル及びリース
- (12) 機械器具および工場スペースの使用許諾、共有に関する企画、仲介、運営
- (13) 人材育成のための教育および研修事業
- (14) 労働者派遣事業
- (15) 発電事業および電気の売買に関する事業
- (16) 前各号に関するエンジニアリング・コンサルティング・発明研究およびその利用
- (17) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神奈川県横浜市に置く。

(機関)

第4条 当社は株主総会および取締役の他、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。

2. やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、13,200,000株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(定時株主総会の招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年5月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年2月末日とする。

(招集権者および議長)

第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議にもとづき、取締役社

長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

- 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。
2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

- 第17条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、複数の株主を代理人とする場合は、当社の承認を得なければならない。
2. 前項の場合、株主または代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(員数)

- 第18条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く）は、15名以内とする。
2. 当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(選任方法)

- 第19条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。
2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
 3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

- 第20条 取締役（監査等委員であるものを除く）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
 3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4. 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。

2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(顧問および相談役)

第 22 条 当社は、取締役会の決議をもって顧問および相談役各若干名を置くことができる。

2. 顧問および相談役は、当社の業務に関し取締役社長の諮問に応じるものとする。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 25 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 27 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規則)

第 28 条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会の定める取締役会規則による。

(監査等委員会規則)

第 29 条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除

き、監査等委員会の定める監査等委員会規則による。

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(報酬等)

第 31 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 32 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第 34 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第 36 条 当会社は会計監査人との間で、会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める範囲内とする。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 37 条 当会社の事業年度は、毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 38 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 39 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当の除斥期間)

第 40 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。

2. 前項の金銭には利息を付けない。

附 則

(監査役責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 58 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第 58 回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 36 条第 2 項の定めるところによる。